

第2号様式(第10条関係)

令和6年4月19日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

下地 康教



令和5年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和5年度 政務活動費収支報告書

議員名 下地 康教

1 収入 政務活動費 1,800,000 円

2 支出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	101,046	新聞購読料(沖縄タイムス・宮古新報・宮古毎日)
事務所費	626,032	事務所家賃・事務所来客用駐車場料金・水道料・電気料
事務費	363,024	固定電話料・インターネット使用料・複写機使用料及び賃借料・携帯電話料・事務用品代
人件費	652,965	雇用職員賃金・労災保険料
合計	1,743,067	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残余 56,933 円

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	新聞購読料 沖縄タイムス (R5.4月分~R6.3月分) (@3,075×12ヶ月)	36,900	全額	36,900
毎月払	新聞購読料 宮古新報 (R5.4月分~R5.9月分) (@2,397×6ヶ月)	14,382	全額	14,382
毎月払	新聞購読料 宮古新報電子版 (R5.10月分~R6.3月分) (@3,500×6ヶ月)	21,000	全額	21,000
毎月払	新聞購読料 宮古毎日 (R5.4月分~R6.3月分) (@2,397×12ヶ月)	28,764	全額	28,764
資料購入費 充当合計				101,046

資料購入費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

新聞購読料

● 新聞購読料 (沖縄タイムス)

充当金額：3,075円
(R5. 4月分)

充当金額：3,075円
(R5. 5月分)

お問い合わせ番号：
領収書 No. R5年4月分 領収書
西里7475(IFRS) 下地康教様
御購読ありがとうございます。合計 ¥3,075.00 円

品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 自刊スポーツ	1	3,075.

※上記の金額を、領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 宮古北センター
TEL 0980-7475
店主 吉原 功

領収日 5/8

お問い合わせ番号：
領収書 No. R5年5月分 領収書
西里7475(IFRS) 下地康教様
御購読ありがとうございます。合計 ¥3,075.00 円

品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 自刊スポーツ	1	3,075.

※上記の金額を、領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 宮古北センター
TEL 0980-7475
店主 吉原 功

領収日 6/5

充当金額：3,075円
(R5. 6月分)

充当金額：3,075円
(R5. 7月分)

お問い合わせ番号：
領収書 No. R5年6月分 領収書
西里7475(IFRS) 下地康教様
御購読ありがとうございます。合計 ¥3,075.00 円

品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 自刊スポーツ	1	3,075.

※上記の金額を、領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 宮古北センター
TEL 0980-7475
店主 吉原 功

領収日 7/8

お問い合わせ番号：
領収書 No. R5年7月分 領収書
西里7475(IFRS) 下地康教様
御購読ありがとうございます。合計 ¥3,075.00 円

品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 自刊スポーツ	1	3,075.

※上記の金額を、領収致しました。
沖縄タイムス
販売店 宮古北センター
TEL 0980-7475
店主 吉原 功

領収日 8/10

資料購入費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

新聞購読料

● 新聞購読料 (沖縄タイムス)

充当金額：3,075円

(R5. 8月分)

充当金額：3,075円

(R5. 9月分)

お問い合わせ番号：
領収書 No.：
R5年 8月分 領収書
西里747-5(1F)S 下地康教様

御購読ありがとうございます。合計 ¥3,075 円

品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 白報スポーツ	1	3,075

※上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス 販売店 [Redacted]

TEL 098- [Redacted] 店主 吉原一功

領収日 9/7

お問い合わせ番号：
領収書 No.：
R5年 9月分 領収書
西里747-5(1F)S 下地康教様

御購読ありがとうございます。合計 ¥3,075 円

品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 白報スポーツ	1	3,075

※上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス 販売店 [Redacted]

TEL 0980- [Redacted] 店主 吉原一功

領収日 10/5

充当金額：3,075円

(R5. 10月分)

充当金額：3,075円

(R5. 11月分)

お問い合わせ番号：
領収書 No.：
R5年 10月分 領収書
西里747-5(1F)S 下地康教様

御購読ありがとうございます。合計 ¥3,075 円

品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 白報スポーツ	1	3,075

※上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス 販売店 [Redacted]

TEL 098- [Redacted] 店主 吉原一功

領収日 11/6

お問い合わせ番号：
領収書 No.：
R5年 11月分 領収書
西里747-5(1F)S 下地康教様

御購読ありがとうございます。合計 ¥3,075 円

品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 白報スポーツ	1	3,075

※上記の金額を、領収致しました。

沖縄タイムス 販売店 [Redacted] ンター

TEL [Redacted] 店主 [Redacted]

領収日 12/7

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

● 新聞購読料 (沖縄タイムス)

充当金額：3,075円

(R5. 12月分)

充当金額：3,075円

(R6. 1月分)

お問い合わせ番号：
領収書 No. R5 年 12 月分 領収書
西里747-5(1F.S) 下地康教様
御購読 合計 ¥3,075 円
ありがとうございます。

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 日刊スポーツ	1	3,075

※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス 販売店
TEL 09 店主

領収日 1/4

お問い合わせ番号：
領収書 No. R6 年 1 月分 領収書
西里747-5(1F.S) 下地康教様
御購読 合計 ¥3,075 円
ありがとうございます。

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 日刊スポーツ	1	3,075

※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス 販売店
TEL 09 店主

領収日 2/5

充当金額：3,075円

(R6. 2月分)

充当金額：3,075円

(R6. 3月分)

お問い合わせ番号：
領収書 No. R6 年 2 月分 領収書
西里747-5(1F.S) 下地康教様
御購読 合計 ¥3,075 円
ありがとうございます。

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 日刊スポーツ	1	3,075

※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス 販売店
TEL 09 店主

領収日 3/6

お問い合わせ番号：
領収書 No. R6 年 3 月分 領収書
西里747-5(1F.S) 下地康教様
御購読 合計 ¥3,075 円
ありがとうございます。

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 日刊スポーツ	1	3,075

※上記の金額を、
領収致しました。

沖縄タイムス 販売店
TEL 09 店主

領収日 4/8

充当割合：10/10(政務活動のみ全額充当)

● 新聞購読料 (宮古新報 R5. 4月分～R6. 3月分)

* 通帳引き落とし

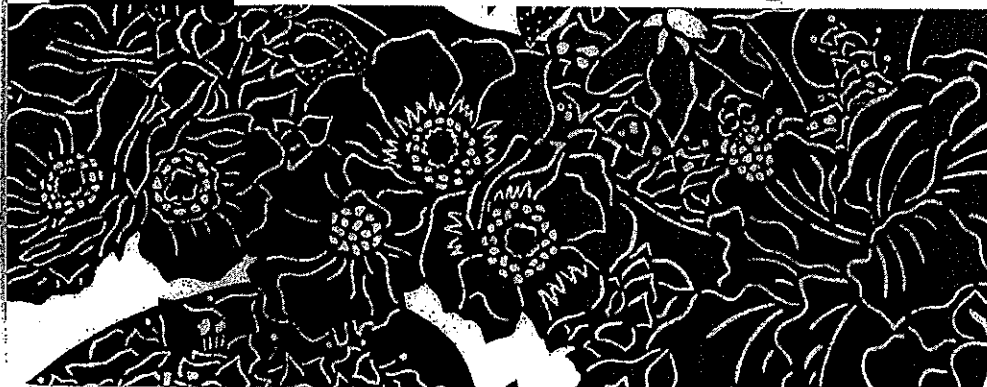
店番号 □ 座番号

政務活動費

下地 康教 様

通帳

(銀行コード 0187) 琉球銀行



年月日	記号	お支払金額 (お預り) 円	お預り金額 (お支払) 円	
05-05-17	WTU	2,397	RW.ミヤコソフホウ	4月分
05-06-19	WTU	2,397	RW.ミヤコソフホウ	5月分
05-07-18	WTU	2,397	RW.ミヤコソフホウ	6月分
05-08-17	WTU	2,397	RW.ミヤコソフホウ	7月分
05-09-19	WTU	2,397	RW.ミヤコソフホウ	8月分
05-10-17	WTU	2,397	RW.ミヤコソフホウ	9月分
05-11-17	WTU	3,500	RW.ミヤコソフホウ	10月分 *10月分より電子版を含む
05-12-18	WTU	3,500	RW.ミヤコソフホウ	11月分
06-01-17	WTU	3,500	RW.ミヤコソフホウ	12月分
06-02-19	WTU	3,500	RW.ミヤコソフホウ	1月分
06-03-18	WTU	3,500	RW.ミヤコソフホウ	2月分

理由*

定例議会になると、地元(宮古)を離れ、本島滞在の為、紙新聞読めず。

また、視察先・移動の際にも情報収取の為紙・電子版の両方が必要。活用している。

領収証

購読CODE 2048 第1

No 790976

領収書 747-6 発行 2024年 3月 1日

2024年 3月 1日

下地 康教 様

〒901-8501 宮古市平良

2024年 3月分 領収金額 3,500 円也



品名	部数	金額
宮古新報	1	3,500
宮古新報	1	3,500
宮古新報	1	3,500

株式会社 宮古新聞

沖縄県宮古島市平良

電話(0980)73-1234

上記の金額を領収書に添付し、登録番号 T5360001027375

3月分

資料購入費

新聞購読料

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

● 新聞購読料 (宮古毎日 R5. 4月分～R6. 3月分)

*通帳引き落とし



年月日	記号	お支払金額 (お預り金額) 円	お預り金額 (お支払金額) 円	
05-05-08	WTU	2,397	OS.ミヤコマ仁チヨウフ	4月分
05-06-05	WTU	2,397	OS.ミヤコマ仁チヨウフ	5月分
05-07-05	WTU	2,397	OS.ミヤコマ仁チヨウフ	6月分
05-08-07	WTU	2,397	OS.ミヤコマ仁チヨウフ	7月分
05-09-05	WTU	2,397	OS.ミヤコマ仁チヨウフ	8月分
05-10-05	WTU	2,397	OS.ミヤコマ仁チヨウフ	9月分
05-11-06	WTU	2,397	OS.ミヤコマ仁チヨウフ	10月分
05-12-05	WTU	2,397	OS.ミヤコマ仁チヨウフ	11月分
06-01-05	WTU	2,397	OS.ミヤコマ仁チヨウフ	12月分
06-02-05	WTU	2,397	OS.ミヤコマ仁チヨウフ	1月分
06-03-05	WTU	2,397	OS.ミヤコマ仁チヨウフ	2月分
06-04-05	WTU	2,397	OS.ミヤコマ仁チヨウフ	3月分

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	事務所家賃(R5.4月分~R6.3月分)	504,000	全額	504,000
6/27	事務所再契約事務手数料	11,000	全額	11,000
5/31	事務所来客用駐車場料金(R5.6月分~R5.11月分)	54,000	その他	18,000
5/31	事務所来客用駐車場契約更新事務手数料(3,000×1/3)	3,000	1/3	1,000
11/24	事務所来客用駐車場料金(R5.12月分~R6.3月分)	54,000	その他	12,000
4/25	水道料(4月分)	924	全額	924
5/25	水道料(5月分)	924	全額	924
6/20	水道料(6月分)	1,078	全額	1,078
7/26	水道料(7月分)	924	全額	924
8/31	水道料(8月分)	1,078	全額	1,078
9/25	水道料(9月分)	924	全額	924
10/26	水道料(10月分)	924	全額	924
11/24	水道料(11月分)	924	全額	924
12/25	水道料(12月分)	924	全額	924
1/23	水道料(1月分)	924	全額	924
2/23	水道料(2月分)	1,078	全額	1,078
3/25	水道料(3月分)	1,078	全額	1,078
5/1	電気料(4月分)	3,961	その他	1,524
5/13	電気料(5月分)	3,753	全額	3,753
6/18	電気料(6月分)	6,070	全額	6,070
7/20	電気料(7月分)	7,829	全額	7,829
8/31	電気料(8月分)	7,248	全額	7,248
9/16	電気料(9月分)	6,799	全額	6,799
10/22	電気料(10月分)	6,909	全額	6,909
11/18	電気料(11月分)	5,868	全額	5,868
12/18	電気料(12月分)	4,494	全額	4,494
1/23	電気料(1月分)	5,304	全額	5,304
2/25	電気料(2月分)	6,629	全額	6,629
3/21	電気料(3月分)	5,901	全額	5,901
	事務所費 充当合計	/	/	626,032

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (4月分)

領 収 証

№ A-003353

下地 康教 様

2023年 3月27日

千	百	十	万	千	百	十	一
		¥	4	2	0	0	0

但し、たいふ店舗 1-S
2023年4月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里1107
住宅情報センター株式会社

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (5月分)

領 収 証

№ A-003354

下地 康教 様

2023年 4月27日

千	百	十	万	千	百	十	一
		¥	4	2	0	0	0

但し、たいふ店舗 1-S
2023年5月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里1107
住宅情報センター株式会社

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (6月分)

領 収 証

№ A-003355

下地 康教 様

2023年 5 月 27 日

千	百	十	万	千	百	十	一
		¥	4	2	0	0	0

但し、たいふ店舗 1-5
2023年6月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里110
住宅情報センター株式会社

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (7月分)

領 収 証

№ A-003356

下地 康教 様

2023年 6 月 27 日

千	百	十	万	千	百	十	一
		¥	4	2	0	0	0

但し、たいふ店舗 1-5
2023年7月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里110
住宅情報センター株式会社

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (8月分)

領 収 証

NO A-003359

下地 康 敬 様

2023年 7月 27日

千	百	十	万	千	百	十	一
			¥	4	2	0	0

但し、F113店舗 1-5
2023年 8月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里110
住宅情報センター株式会社

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (9月分)

領 収 証

NO A-003551

下地 康 敬 様

2023年 8月 27日

千	百	十	万	千	百	十	一
			¥	4	2	0	0

但し、F113店舗 1-5
2023年 9月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里110
住宅情報センター株式会社

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (10月分)

領収証

№ A-003552

2023年 9月 27日

下地 康教 様

千	百	十	万	千	百	十	一
			4	2	0	0	0

但し、下11号店舗 1-5

2023年10月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里110
住宅情報センター株式会社

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (11月分)

領収証

№ A-003553

2023年 10月 27日

下地 康教 様

千	百	十	万	千	百	十	一
			4	2	0	0	0

但し、下11号店舗 1-5

2023年11月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里110
住宅情報センター株式会社

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (12月分)

領 収 証

No A-003554

2023年11月27日

下地 康教 様

	千	百	十	万	千	百	十	一
金額				¥42		000		-

但し、たの店舗 1-5
 2023年12月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里110
 住宅情報センター株式会社

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (R6.1月分)

領 収 証

No A-003555

2023年12月27日

下地 康教 様

	千	百	十	万	千	百	十	一
金額				¥42		000		-

但し、たの店舗 1-5
 2024年1月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里110
 住宅情報センター株式会社

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (R6. 2月分)

領 収 証

№ A-003709

下地 康孝 様

2024年 1月27日

千	百	十	万	千	百	十	一
		¥	4	2	0	0	0

但し、たいら店舗1-5
2024年2月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里1107
住宅情報センター株式会社

充当金額：42,000円

● 事務所家賃 (R6. 3月分)

領 収 証

№ A-003710

下地 康孝 様

2024年 2月27日

千	百	十	万	千	百	十	一
		¥	4	2	0	0	0

但し、たいら店舗1-5
2024年3月分家賃代として

沖縄県宮古島市平良字西里1107
住宅情報センター株式会社

事務所費

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：11,000円

● 事務所再契約事務手数料

領 収 証

№ A-003358

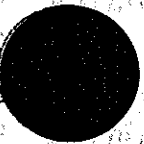
下地 康教 様

2023年 6月27日

千	百	十	万	千	百	十	一
			¥	1	1	0	0

但し、たいか店舗 1-5
再契約事務手数料として

沖縄県宮古島市平良字西里110
住宅情報センター株式会社



充当割合：政務活動 以外が含まれるので按分)

● 政務事務所契約駐車場料金 (1台来客用駐車場として使用)

* 3台契約のうち1台来客用のみ計上 (R5. 6月~11月分)

・ 政務事務所契約駐車場料金 3,000円×1台×6カ月=18,000円
 充当金額 18,000円

・ 更新事務手数料 3,000円÷1/3=1,000円
 充当金額 1,000円

領収証 下地 康敬 様 No. _____

金額	18,000
----	--------

但、令和5年6月分~令和5年11月分駐車場料金として
 令和5年 5月31日 上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額(%)	

有限会社トータル企画
 代表取締役 平良 盛雄
 兵庫県古島市平良字東仲宗根909番地の6
 TEL (0980)73-2186

2000円

GR1418

領収証 下地 康敬 様 No. _____

金額	1,000
----	-------

但、駐車場契約更新事務手数料として
 令和5年 5月31日 上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	
消費税額(%)	

有限会社トータル企画
 代表取締役 平良 盛雄
 兵庫県古島市平良字東仲宗根909番地の6
 TEL (0980)73-2186

GR1418

事務所費

水道料金

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：924 円

(4 月分)

充当金額：924 円

(5 月分)

充当金額：1,078 円

(6 月分)

上下水道料金納付書兼領収証

令和 5 年 4 月分 令和 5 年 4 月 20 日発行

水栓番号 129-00252

納付期限 令和 5 年 5 月 8 日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	■■■■■■■■■■
使用水量	1 m ³
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

※上記の金額は消費税込みです。

上記金額を領収しました。

使用期間

令和 5 年 3 月 1 日 ~ 令和 5 年 4 月 1 日

宮古島市水道事業
宮古島市長

宮古島市長印
水道事業

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
- 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。



収入印紙不要 (お客様控)

上下水道料金納付書兼領収証

令和 5 年 5 月分 令和 5 年 5 月 19 日発行

水栓番号 129-00252

納付期限 令和 5 年 6 月 5 日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	■■■■■■■■■■
使用水量	1 m ³
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

※上記の金額は消費税込みです。

上記金額を領収しました。

使用期間

令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 5 月 1 日

宮古島市水道事業
宮古島市長

宮古島市長印
水道事業

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
- 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。



収入印紙不要 (お客様控)

上下水道料金納付書兼領収証

令和 5 年 6 月分 令和 5 年 6 月 16 日発行

水栓番号 129-00252

納付期限 令和 5 年 7 月 5 日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	■■■■■■■■■■
使用水量	2 m ³
上水道料金	1,078 円
下水道料金	0 円
合計金額	1,078 円

※上記の金額は消費税込みです。

上記金額を領収しました。

使用期間

令和 5 年 5 月 1 日 ~ 令和 5 年 6 月 2 日

宮古島市水道事業
宮古島市長

宮古島市長印
水道事業

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
- 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。



収入印紙不要 (お客様控)

事務所費

水道料金

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：924 円
(7 月分)

充当金額：1,078 円
(8 月分)

充当金額：924 円
(9 月分)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 5 年 7 月分 令和 5 年 7 月 19 日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 5 年 8 月 7 日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

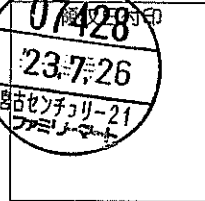
用 途	営業用
メーター番号	██████████
使用水量	1 m ³
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

※上記の金額は消費税込みです。
上記金額を領収しました。

使用期間
令和 5 年 6 月 2 日 ~ 令和 5 年 7 月 1 日

宮古島市水道事業 宮古島市長
宮古島市長

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
 - 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。



収入印紙不要 (お客様控)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 5 年 8 月分 令和 5 年 8 月 18 日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 5 年 9 月 5 日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用 途	営業用
メーター番号	██████████
使用水量	2 m ³
上水道料金	1,078 円
下水道料金	0 円
合計金額	1,078 円

※上記の金額は消費税込みです。
上記金額を領収しました。

使用期間
令和 5 年 7 月 1 日 ~ 令和 5 年 8 月 1 日

宮古島市水道事業 宮古島市長
宮古島市長

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
 - 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。



収入印紙不要 (お客様控)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 5 年 9 月分 令和 5 年 9 月 15 日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 5 年 10 月 5 日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

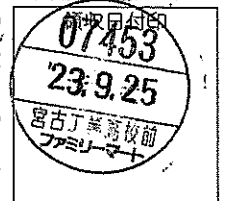
用 途	営業用
メーター番号	██████████
使用水量	1 m ³
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

※上記の金額は消費税込みです。
上記金額を領収しました。

使用期間
令和 5 年 8 月 1 日 ~ 令和 5 年 9 月 1 日

宮古島市水道事業 宮古島市長
宮古島市長

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
 - 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。



収入印紙不要 (お客様控)

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：924 円
(10月分)

充当金額：924 円
(11月分)

充当金額：924 円
(12月分)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 5年10月分 令和 5年10月19日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 5年11月 6日

平良字西里747番地の5
たいら店舗 1F南(1F S)
下地 康教 様

用途	営業用
メーター番号	
使用水量	1 m ³
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

(10%対象 924 円 内税 84 円)
登録番号 T9800020003884

使用期間
令和 5年 9月 1日～令和 5年10月 1日

宮古島市水道事業 宮古島市長
宮古島市長
取納代行 DSK電算システム

領収日付印
07428
23.10.26
宮古センチュリー-21
ファミリーマート

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
●金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

収入印紙不要 (お客様控)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 5年11月分 令和 5年11月17日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 5年12月 5日

平良字西里747番地の5
たいら店舗 1F南(1F S)
下地 康教 様

用途	営業用
メーター番号	
使用水量	1 m ³
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

(10%対象 924 円 内税 84 円)
登録番号 T9800020003884

使用期間
令和 5年10月 1日～令和 5年11月 1日

宮古島市水道事業 宮古島市長
宮古島市長
取納代行 DSK電算システム

領収日付印
07453
23.11.24
宮古工業高校前
ファミリーマート

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
●金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

収入印紙不要 (お客様控)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 5年12月分 令和 5年12月19日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 6年 1月 5日

平良字西里747番地の5
たいら店舗 1F南(1F S)
下地 康教 様

用途	営業用
メーター番号	
使用水量	1 m ³
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

(10%対象 924 円 内税 84 円)
登録番号 T9800020003884

使用期間
令和 5年11月 1日～令和 5年12月 1日

宮古島市水道事業 宮古島市長
宮古島市長
取納代行 DSK電算システム

領収日付印
07453
23.12.25
宮古工業高校前
ファミリーマート

●この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
●金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。

収入印紙不要 (お客様控)

事務所費

水道料金

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：924 円

(R6. 1 月分)

充当金額：1,078 円

(R6. 2 月分)

充当金額：1,078 円

(R6. 3 月分)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 6 年 1 月分 令和 6 年 1 月 19 日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 6 年 2 月 5 日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用途	営業用
メーター番号	
使用水量	1 m ³
上水道料金	924 円
下水道料金	0 円
合計金額	924 円

(10%対象 924 円 内税 84 円)

登録番号 T9800020003884

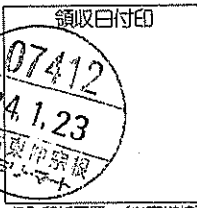
使用期間

令和 5 年 12 月 1 日～令和 6 年 1 月 1 日

宮古島市水道事業
宮古島市長

取納代行 DSK電研システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
 - 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。



取入印紙不要 (お客様控)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 6 年 2 月分 令和 6 年 2 月 19 日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 6 年 3 月 5 日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用途	営業用
メーター番号	
使用水量	2 m ³
上水道料金	1,078 円
下水道料金	0 円
合計金額	1,078 円

(10%対象 1,078 円 内税 98 円)

登録番号 T9800020003884

使用期間

令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 2 月 1 日

宮古島市水道事業
宮古島市長

取納代行 DSK電研システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
 - 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。



取入印紙不要 (お客様控)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 6 年 3 月分 令和 6 年 3 月 18 日発行

水栓番号 129-00252
納付期限 令和 6 年 4 月 5 日

平良字西里747番地の5

たいら店舗 1F南(1F S)

下地 康教 様

用途	営業用
メーター番号	
使用水量	2 m ³
上水道料金	1,078 円
下水道料金	0 円
合計金額	1,078 円

(10%対象 1,078 円 内税 98 円)

登録番号 T9800020003884

使用期間

令和 6 年 2 月 1 日～令和 6 年 3 月 1 日

宮古島市水道事業
宮古島市長

取納代行 DSK電研システム

- この領収証は、後日の紛争をさけるために5年間保存してください。
 - 金額を訂正したものの、領収日付印の捺印のないものは無効です。
- お問い合わせ窓口は裏面に記載しております。



取入印紙不要 (お客様控)

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：1,524 円
(4月分)

充当金額：3,753 円
(5月分)

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 5年 4月分

領収金額	3,961 円
料金	3,430 円
再エネ賦課金	531 円

【再掲】
消費税等相当額 360 円
燃料費調整額 -465.10 円

ご利用期間	3月13日～ 4月12日
お支払期日	5月15日
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります	

令和 5年 4月分
ご使用量 154 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A-ご依頼人控)

支払期日	5月15日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	6月 2日	07412
コンビニ等 取扱期限日	6月14日	23:50

宮古東仲宗根
収入印紙貼付欄

沖縄電力株式会社

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 5年 5月分

領収金額	3,753 円
料金	3,532 円
再エネ賦課金	221 円

【再掲】
消費税等相当額 341 円
燃料費調整額 -477.18 円

ご利用期間	5月13日～ 6月12日
お支払期日	7月13日
※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります	

令和 5年 5月分
ご使用量 158 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A-ご依頼人控)

支払期日	6月13日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	7月 3日	07428
コンビニ等 取扱期限日	7月13日	23:51:13

宮古センジャー21
収入印紙貼付欄

沖縄電力株式会社

切り取らずに金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください

4月分の使用期間は、3/13～4/12の為、4/1～4/12までの12日分のみ充当

※日割り計算

$3,961 \text{円} \div 31 \text{日} = 127 \text{円}$

$127 \text{円} \times 12 \text{日} = 1,524 \text{円 (充当金額)}$

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：6,070 円
(6月分)

充当金額：7,829 円
(7月分)

充当金額：7,248 円
(8月分)

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 5年 6月分

領収金額 8,070 円

料金 5,774 円
再エネ賦課金 296 円

【再掲】
消費税等相当額 551 円
燃料費等調整額 -1,183.70 円

ご使用量 212 kWh

※金額を訂正したもので、受領印のないものは無効となります。(A 依頼人控)

支払期日	7月14日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	8月3日	07412
コンビニ等 取扱期限日	8月13日	23.6.18

宮古東仲宗根
ファミリーマート

沖縄電力株式会社 収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 5年 7月分

領収金額 7,829 円

料金 7,477 円
再エネ賦課金 352 円

【再掲】
消費税等相当額 711 円
燃料費等調整額 -3,590.98 円

ご使用量 252 kWh

※金額を訂正したもので、受領印のないものは無効となります。(A 依頼人控)

支払期日	8月14日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	9月1日	07453
コンビニ等 取扱期限日	9月13日	23.7.20

宮古工業高校前
ファミリーマート

沖縄電力株式会社 収入印紙貼付欄

電気料金領収証

沖縄電力株式会社

R 5年 8月分 料金算定期間 7月13日~ 8月14日 ご使用量 248 kWh

金額	7	2	4	8
----	---	---	---	---

金 額 7 2 4 8 円

【再掲】
消費税等相当額(再掲) 円 658

電気番号 70247- 83-1-8 従量電灯

ご納入 下地 康教 様
ご使用場所 宮古島市平良字西里747-5
たいら店舗(1F-南)

ご契約者 下地 康教 様

支払期日(上記参照) R 5年 9月14日

金融機関取扱期限日 R 5年 10月 4日まで

コンビニ等取扱期限日 R 5年 10月 14日まで

備 考

日 附 印

07453
23.8.31

宮古工業高校前
ファミリーマート

収入印紙 (A)お客さま控

充当金額：6,799 円
(9月分)

充当金額：6,909 円
(10月分)

充当金額：5,868 円
(11月分)

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 5年 9月分

領収金額 6,799 円

料金 6,454 円
再エネ賦課金 345 円

【再掲】
消費税等相当額 618 円
燃料費等調整額 -4,386.75 円

ご使用量 247 kWh

※金額を訂正したもので、受領印のないものは無効となります。(A 依頼人控)

支払期日	10月16日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	11月2日	07453
コンビニ等 取扱期限日	11月15日	23.9.16

宮古工業高校前
ファミリーマート

沖縄電力株式会社 収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 5年 10月分

領収金額 6,909 円

料金 6,600 円
再エネ賦課金 309 円

【再掲】
消費税等相当額(10%) 628 円
燃料費等調整額 -3,054.27 円

ご使用量 221 kWh

※金額を訂正したもので、受領印のないものは無効となります。(A 依頼人控)

支払期日	11月13日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	12月 日	07458
コンビニ等 取扱期限日	12月13日	23.10.22

宮古工業高校前
ファミリーマート

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 5年 11月分

領収金額 5,868 円

料金 5,598 円
再エネ賦課金 270 円

【再掲】
消費税等相当額(10%) 533 円
燃料費等調整額 -2,779.18 円

ご使用量 193 kWh

※金額を訂正したもので、受領印のないものは無効となります。(A 依頼人控)

支払期日	12月1日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	12月28日	07453
コンビニ等 取扱期限日	1月13日	23.11.18

宮古工業高校前
ファミリーマート

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

充当割合：10/10 (政務活動のみ全額充当)

充当金額：4,494 円
(12月分)

充当金額：5,304 円
(R6. 1月分)

充当金額：6,629 円
(R6. 2月分)

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 5年12月分

領収金額 4,494 円

料金 4,280 円
再エネ賦課金 214 円

07453
23.12.18

【再掲】
消費税等相当額(10%) 408 円
燃料費等調整額 2,273.51 円

ご使用量 153 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月15日	07453 印
金融機関 取扱期日	2月2日	23.12.18
コンビニ等 取扱期日	2月14日	宮古工業高校前 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 6年 1月分

領収金額 5,304 円

料金 5,055 円
再エネ賦課金 249 円

07472
24.1.23

【再掲】
消費税等相当額(10%) 482 円
燃料費等調整額 -2,637.86 円

ご使用量 178 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月16日	07472 印
金融機関 取扱期日	3月7日	24.1.23
コンビニ等 取扱期日	3月17日	宮古工業高校前 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 6年 2月分

領収金額 6,629 円

料金 6,324 円
再エネ賦課金 305 円

072103
24.2.25

【再掲】
消費税等相当額(10%) 602 円
燃料費等調整額 -3,193.58 円
課税対象額10% 6,629 円

ご使用量 218 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月15日	072103 印
金融機関 取扱期日	4月4日	72103
コンビニ等 取扱期日	4月14日	24.2.25

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

充当金額：5,901 円
(R6. 3月分)

電気料金払込受領証

下地 康教 様

電気番号 70247- 83-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 6年 3月分

領収金額 5,901 円

料金 5,628 円
再エネ賦課金 273 円

07453
24.3.21

【再掲】
消費税等相当額(10%) 536 円
燃料費等調整額 -2,841.02 円
課税対象額10% 5,901 円

ご使用量 195 kWh

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月15日	07453 印
金融機関 取扱期日	5月2日	24.3.21
コンビニ等 取扱期日	5月15日	宮古工業高校前 ファミリーマート

沖縄電力株式会社 (T3360001008565) 収入印紙貼付欄

事務所費

事務所概要申告票

議員名 下地康教

1. 物件の所在

住所	沖縄県宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗(1-S)	
電話番号	0980-79-5111	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [住宅情報センター株式会社]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 下地康教

賃貸人 氏名

住所

事務所費充当状況申告票

議員名 下地 康教

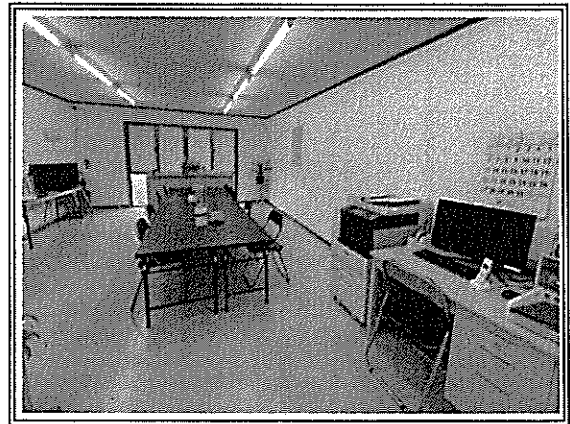
1. 事務所の状況

住所	沖縄県宮古島市平良字西里747-5 たいら店舗 (1-S)
----	-------------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動専用としており、全額充当割合とする。

(関係経費)

家賃 (月額)	42,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃 (月額)	42,000 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

下地 康教

重要事項説明書(建物賃貸借借)

下地 康教

宅地建物取引業者 ①

名称 下地康教センター株式会社
代表者の氏名 佐田 功
住所 東京都中央区本町2-1-107

受託者 宅地建物取引業者 ②

名称 下地康教センター株式会社
代表者の氏名 佐田 功
住所 東京都中央区本町2-1-107

借主 氏名 佐田 功
住所 東京都中央区本町2-1-107

借主の職業 会社員
借主の収入 月収 50万円
借主の年齢 45歳

物件の所在地 東京都中央区本町2-1-107
物件の概要 1S 9室
築年数 1975年10月

賃料 月 65000円
保証金 月 65000円
敷金 月 65000円

物件の権利関係
所有権 下地康教センター株式会社
借主 佐田 功

物件の瑕疵
物件の瑕疵の有無 無し

物件の管理
管理費 月 6500円

物件の周辺環境
周辺環境 良好

物件のその他
その他 無し

事務所費

事務所費

事務所費

事務所費

事務所費

事務所費

事務所費

事務所費

事務所費

事務所費

事務所費

16. 物件の仕様・用途・構造及び使用目的に関する事項
2021年6月4日
用途 事務所

17. 用途その他の利用目的の制限に関する事項
用途 事務所

その他
用途 事務所

18. 物件の権利関係
所有権 下地康教センター株式会社

19. 物件の瑕疵
物件の瑕疵の有無 無し

20. 物件の管理
管理費 月 6500円

21. 物件の周辺環境
周辺環境 良好

22. 物件のその他
その他 無し

23. 物件のその他
その他 無し

16. 物件の仕様・用途・構造及び使用目的に関する事項
2021年6月4日
用途 事務所

17. 用途その他の利用目的の制限に関する事項
用途 事務所

その他
用途 事務所

18. 物件の権利関係
所有権 下地康教センター株式会社

19. 物件の瑕疵
物件の瑕疵の有無 無し

20. 物件の管理
管理費 月 6500円

21. 物件の周辺環境
周辺環境 良好

22. 物件のその他
その他 無し

23. 物件のその他
その他 無し

16. 物件の仕様・用途・構造及び使用目的に関する事項
2021年6月4日
用途 事務所

17. 用途その他の利用目的の制限に関する事項
用途 事務所

その他
用途 事務所

18. 物件の権利関係
所有権 下地康教センター株式会社

19. 物件の瑕疵
物件の瑕疵の有無 無し

20. 物件の管理
管理費 月 6500円

21. 物件の周辺環境
周辺環境 良好

22. 物件のその他
その他 無し

23. 物件のその他
その他 無し

16. 物件の仕様・用途・構造及び使用目的に関する事項
2021年6月4日
用途 事務所

17. 用途その他の利用目的の制限に関する事項
用途 事務所

その他
用途 事務所

18. 物件の権利関係
所有権 下地康教センター株式会社

19. 物件の瑕疵
物件の瑕疵の有無 無し

20. 物件の管理
管理費 月 6500円

21. 物件の周辺環境
周辺環境 良好

22. 物件のその他
その他 無し

23. 物件のその他
その他 無し

定期建物賃貸借契約書に関する説明書

契約No:
 担当者:

下地 康教 様

下記不動産について、借地借家法第38条第2項の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから十分ご理解されるようお願い致します。

賃貸人	住所	[Redacted]		
	氏名	[Redacted]		
(説明) 代理業者	住所	沖縄県宮古島市平良字西里1107-7		
	会社名	住宅情報センター株式会社		
	代表者名	佐和田 功		
目的物件	建物名称	たいら店舗	部屋番号	1S
	所在地	沖縄県宮古島市平良字西里747-5		
契約期間	2021年6月4日	から起算して	2023年6月3日	まで 2 年間
通知期間	期間満了の1年前	から	期間満了の6か月前	までの間
	2022年6月3日		2022年12月3日	

上記に記載する賃貸借の目的物件（以下、「本物件」という）につき、定期建物賃貸借契約（以下、「本契約」という）を締結するにあたり、借地借家法第38条第2項に基づき、次の通りご説明します。

1. 契約期間は、上記「契約期間」に記載する通りとします。
2. 本契約は、定期借家契約であり、更新がなく、期間の満了により契約は終了いたします。
3. 契約期間が1年以上の場合、賃貸人（または代理人）は、上記「通知期間」内に、賃借人である貴殿に対し、期間の満了によりこの賃貸借契約が終了する旨を、書面をもって通知いたします。但し、通知期間経過後に、通知を行った場合については、その通知の日から6か月を経過した日に本契約は終了いたします。
4. 貴殿が契約期間満了後においても引き続き賃借する意向を示された場合については、期間の満了日の翌日を始期とする賃貸借契約（再契約）の締結は、あくまでも賃貸人と賃借人である貴殿との新たな合意に基づくものであるため、別途協議させていただきます。協議が整わない場合は、再契約は締結されませんので、契約期間の満了時まで、本物件を明渡し頂けますようお願いいたします。

上記の借地借家法第38条第2項に基づく内容につき、賃貸人または代理人より説明を受けました。

西暦 2021 年 6 月 4 日

賃借人 氏名

下地 康教 様 (印)

個人情報のお取り扱いについて

事務所費

〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里 1107-7
住宅情報センター株式会社 代表取締役 佐和田 功

当社は、個人情報保護の徹底を図るため、個人情報の取得と取扱いに関して以下の通りガイドラインを制定し、これを遵守致します。

1. 個人情報に対する当社の基本的姿勢

当社は、個人情報保護に関する法令と社会秩序を尊重・遵守し、役員はじめ全ての従業員が取り扱う個人情報の重要性を認識するとともに適正な取扱いと保護に努めます。

2. 当社が保有する個人情報

(1) 対象者

入居希望者・入居者・連帯保証人・入居者家族・同居人・不動産の所有者その他権利者

(2) 取得情報内容

住所・氏名・性別・生年月日・年齢・職業（勤務先名称・住所・電話番号・E-mail アドレス）・自宅電話番号・個人E-mail アドレス等

(3) その他の取得情報項目

個人情報が特定できる契約の種類、申込日、契約締結日、売買又は賃料その他の価格・対価・付帯費用、取引における対象物件に係る関連情報並びにその他付帯情報

3. 利用目的の内容

- (1) 不動産の賃貸、売買、交換、及びそれらの媒介・代理、紹介、入居申込結果等の連絡、信用情報機関への信用照会、物件の管理等に関する契約その他取り決め事項の履行に必要な範囲における利用並びに当社及び当社グループ会社（アバマンショップ本部及び加盟企業を含む：以下同じ）が提供する情報・サービスの提供。
- (2) 当社グループ会社によるコンサルティング、調査等に関する契約その他取り決め事項の履行に必要な範囲における利用並びに情報・サービスの提供。
- (3) 当社グループ会社における広告・宣伝、その他当社グループ会社より発送されるダイレクトメール又は、E-mail、Web サイト等を利用した情報サービスの提供。
- (4) 当社グループ会社が行う顧客動向調査、市場調査、商品開発等の分析データ並びに広告反響等の各種調査。
- (5) 前各項に定める利用目的の達成に必要な範囲における個人情報の第三者提供。

4. お客様の個人情報の第三者への提供

第三者への提供にあたっては、機密保持のために必要な措置を講じます。なお、上記利用目的の達成に必要な範囲内において業務委託先に情報を提供する場合など、法令に反しない範囲で停止請求をお受けできないことがあります。

お客様の個人情報は、上記利用目的のために以下の者に対して書面または口頭もしくはその他媒体によるデータで提供します。

- (1) お客様から委託を受けた事項についての契約の相手方となる者、その見込者
- (2) 賃貸にかかる不動産が売買される場合の不動産仲介業者及び売買後の移管先管理業者
- (3) 契約目的にかかる業務に関して当社が委託または提携した業者
- (4) 当社グループ会社
- (5) 契約目的にかかる損保会社、信販会社、保証会社、公共料金会社、その他住宅関連サービス等を行う企業
- (6) 入居希望者の信用照会のための信用情報機関
- (7) 入居者が賃料を滞納した場合の滞納金回収連絡会社
- (8) 調停、訴訟のための弁護士、司法書士等の専門家

上記以外にも、次の場合はお客様の個人情報を第三者に対して提供することがあります。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (2) 裁判所・税務署・警察署等の官公庁から法令に基づき照会がなされた場合
- (3) その他法令に基づく場合

5. お客様の個人情報の保護対策

- (1) 当社の従業員に対して個人情報保護のための教育を行い、お客様の個人情報を厳重に管理いたします。
- (2) 当社が保有するデータベースシステムについては、必要なセキュリティ対策を講じます。

6. お客様の個人情報処理の外部委託

当社が保有する個人情報の処理について外部委託をするときは、必要な契約を締結し適切な管理・監督を行います。

7. お客様からの開示請求、苦情・訂正・利用停止等の申し立て（開示請求等）

- (1) 個人情報の取扱責任者 [住所] [氏名]
- (2) 苦情・相談窓口 管理部 (E-mail: [E-mail])
電話 0980-73-7505 F.A.X 0980-73-5899
お客様からの開示請求等は上記へお願いします。

8. 個人情報の削除・消去

お客様との取引終了後（成約に至らなかった場合は入手後）において保管義務等の一定期間経過後、お客様の事前・事後の承諾を得ることなくお客様の個人情報を安全かつ完全に削除・消去いたします。

書面についての説明を受け、個人情報の提供・利用について承諾し、本書面の交付を受けました。

平成27年 6 月 4 日

ご住所 宮古島市平良字東仲宗根201-8

ご氏名 下地 康 敬

お客様名 下地 久教

お客様 貸付番

貸付債権の譲渡の趣意に基づき、ご返済の滞りやご返済の滞りによる延滞料金を発生し、ご契約前に必ずお読みください。

賃貸保証委託契約内容についてのご説明

本内容は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、賃貸保証委託契約書の別紙約款をご確認ください。また、ご不明点については、下記に記載した保証会社の消費者ご相談窓口までお問い合わせください。

2021年6月2日

①保証範囲および内容について

賃貸物件のご契約に必要な連帯保証人の代わりに、あんしん保証株式会社(以降「当社」)がお客様の保証人となります。但し、当社でのお支払いはあくまでもお客様債務の一次的な立替払いとなります。なお、物件が当社に全額お支払いいただくこととなります。(なお、物件によっては、賃貸借契約に連帯保証人・身元引受人・身元保証人のいずれかが必要な場合があります。)

■お客様の債務

月額賃料等(申込書記載の月額請求額合計)
水道光熱費
残置物処理費用
賃貸借契約更新料
原状回復費用
早期解約違約金
賃貸借契約が解除された場合に於ける明渡しまでの立寄費等特約期間に於ける遅延損害金
訴訟その他法的手続き費用

②賃貸保証委託契約期間について

契約期間	建物賃貸借契約書記載の期間(自動更新)
保証期間	賃貸借契約の開始から賃貸物件の明け渡しまでとなります。

③保証料について

入居時のあんしん保証料	20,000円
月額保証料	1.5%
更新時のあんしん保証料	0円

④求償権の行使について

お客様の月額賃料等の未納などにより、賃貸借契約の金銭支払債務を当社が代位弁済した場合は、賃貸人に代わり、当社がお客様にお支払いの請求を行うこととなります。

【お客様がお申込される会社名】

お客様が申し込みを行う保証会社は以下となります。

保証会社：あんしん保証株式会社

住所：東京都品川区東品川4丁目12番4号 品川シーサイドパークタワー9F

問合せ先：消費者ご相談窓口 フリーコール 0120-561-440

受付時間：9:00~18:00(土日祝日、当社指定休日は除く)

家賃會員規約 (RESANO LAPODOLIO)

本規約は、RESANO LAPODOLIO に入会する者（以下「会員」とす）と、RESANO LAPODOLIO の事務所（以下「事務所」とす）との間の権利義務関係を定めるものとする。

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 内容 (Content). Rows include: 1. 会費 (Membership Fee), 2. 年会費 (Annual Fee), 3. 入会金 (Entrance Fee), 4. 退会金 (Withdrawal Fee), 5. 会費の納入 (Payment of Fees), 6. 年会費の納入 (Payment of Annual Fee), 7. 入会金の納入 (Payment of Entrance Fee), 8. 退会金の納入 (Payment of Withdrawal Fee).

本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約（以下「規約」とす）と併せて適用される。本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約と抵触する部分を除き、RESANO LAPODOLIO の規約を優先する。

本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約（以下「規約」とす）と併せて適用される。本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約と抵触する部分を除き、RESANO LAPODOLIO の規約を優先する。

本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約（以下「規約」とす）と併せて適用される。本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約と抵触する部分を除き、RESANO LAPODOLIO の規約を優先する。

本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約（以下「規約」とす）と併せて適用される。本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約と抵触する部分を除き、RESANO LAPODOLIO の規約を優先する。

家賃會員規約 (RESANO LAPODOLIO)

本規約は、RESANO LAPODOLIO に入会する者（以下「会員」とす）と、RESANO LAPODOLIO の事務所（以下「事務所」とす）との間の権利義務関係を定めるものとする。

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 内容 (Content). Rows include: 1. 会費 (Membership Fee), 2. 年会費 (Annual Fee), 3. 入会金 (Entrance Fee), 4. 退会金 (Withdrawal Fee), 5. 会費の納入 (Payment of Fees), 6. 年会費の納入 (Payment of Annual Fee), 7. 入会金の納入 (Payment of Entrance Fee), 8. 退会金の納入 (Payment of Withdrawal Fee).

本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約（以下「規約」とす）と併せて適用される。本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約と抵触する部分を除き、RESANO LAPODOLIO の規約を優先する。

本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約（以下「規約」とす）と併せて適用される。本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約と抵触する部分を除き、RESANO LAPODOLIO の規約を優先する。

本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約（以下「規約」とす）と併せて適用される。本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約と抵触する部分を除き、RESANO LAPODOLIO の規約を優先する。

本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約（以下「規約」とす）と併せて適用される。本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約と抵触する部分を除き、RESANO LAPODOLIO の規約を優先する。

家賃會員規約 (RESANO LAPODOLIO)

本規約は、RESANO LAPODOLIO に入会する者（以下「会員」とす）と、RESANO LAPODOLIO の事務所（以下「事務所」とす）との間の権利義務関係を定めるものとする。

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 内容 (Content). Rows include: 1. 会費 (Membership Fee), 2. 年会費 (Annual Fee), 3. 入会金 (Entrance Fee), 4. 退会金 (Withdrawal Fee), 5. 会費の納入 (Payment of Fees), 6. 年会費の納入 (Payment of Annual Fee), 7. 入会金の納入 (Payment of Entrance Fee), 8. 退会金の納入 (Payment of Withdrawal Fee).

本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約（以下「規約」とす）と併せて適用される。本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約と抵触する部分を除き、RESANO LAPODOLIO の規約を優先する。

本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約（以下「規約」とす）と併せて適用される。本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約と抵触する部分を除き、RESANO LAPODOLIO の規約を優先する。

本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約（以下「規約」とす）と併せて適用される。本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約と抵触する部分を除き、RESANO LAPODOLIO の規約を優先する。

本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約（以下「規約」とす）と併せて適用される。本規約は、RESANO LAPODOLIO の規約と抵触する部分を除き、RESANO LAPODOLIO の規約を優先する。

事務所費

文利借入 2023年6月4日 から起算して 2025年6月3日 までの2年間の... 利息の引当金 0.00%

- 保証人 〇 保証人氏名 〇 住所 〇 職業 〇 収入 〇 借入金額 〇 借入期間 〇 借入利率 〇 借入元金 〇 借入利息 〇 借入手数料 〇 借入保証料 〇 借入手数料 〇 借入保証料 〇 借入手数料 〇 借入保証料

その他の特約事項 ● 借主(お客様)は、本物件を仮に居住目的で利用されることを前提としてお申し込みをさせていただきます。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

重要事項説明書(建物賃貸借借)

下地康教(株)様 東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

重要事項説明書(建物賃貸借借)

下地康教(株)様 東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

● 本物件は、東京都中央区新富町1-1-1にある「下地康教」の敷地内にある物件です。

契約No:

担当者:

定期建物賃貸借契約書に関する説明書

下地 康教 様

下記不動産について、借地借家法第38条第3項の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから十分ご理解されるようお願い致します。

賃貸人	住所	
	氏名	

(説明)代理人	住所	沖縄県宮古島市平良字西里1107-7
	会社名	住宅情報センター株式会社
	代表者名	佐和田 功

目的物件	建物名称	たいら店舗	部屋番号	1-S
	所在地	沖縄県宮古島市平良字西里747-5		

契約期間	2023年 6月 4日 から起算して	2025年 6月 3日 まで	2年	
通知期間	期間満了の1年前	から	期間満了の6か月前	までの間
	2024年 6月 3日		2024年 12月 3日	

上記に記載する賃貸借の目的物件（以下、「本物件」という）につき、定期建物賃貸借契約（以下、「本契約」という）を締結するにあたり、借地借家法第38条第3項に基づき、次の通りご説明します。

1. 契約期間は、上記「契約期間」に記載する通りとします。
2. 本契約は、定期借家契約であり、更新がなく、期間の満了により契約は終了いたします。
3. 契約期間が1年以上の場合、賃貸人（または代理人）は、上記「通知期間」内に、賃借人である貴殿に対し、期間の満了によりこの賃貸借契約が終了する旨を、書面をもって通知いたします。但し、通知期間経過後に、通知を行った場合については、その通知の日から6か月を経過した日に本契約は終了いたします。
4. 貴殿が契約期間満了後においても引続き賃借する意向を示された場合については、期間の満了日の翌日を始期とする賃貸借契約（再契約）の締結は、あくまでも賃貸人と賃借人である貴殿との新たな合意に基づくものであるため、別途協議させていただきます。協議が整わない場合は、再契約は締結されませんので、契約期間の満了時までには、本物件を明渡し頂けますようお願いいたします。

上記の借地借家法第38条第3項に基づく内容につき、賃貸人または代理人より説明を受けました。

西暦 2023 年 5 月 24 日

賃借人	氏名	下地 康教	印
-----	----	-------	---

個人情報のお取り扱いについて

〒906-0012 沖縄県宮古島市平良字西里 1107-7
住宅情報センター株式会社 代表取締役 佐和田 功

当社は、個人情報保護の徹底を図るため、個人情報の取得と取扱いに関して以下の通り制定し、これを遵守致します。

1. 個人情報に対する当社の基本的姿勢

当社は、個人情報保護に関する法令と社会秩序を尊重・遵守し、役員はじめ全ての従業員が取り扱う個人情報の重要性を認識するとともに適正な取扱いと保護に努めます。

2. 当社が取得する個人情報の利用目的

- (1) 不動産の賃貸・売買・交換及びそれらの媒介・代理・紹介、入居申込結果等の連絡、信用情報機関への信用照会、物件管理等に関する契約・修繕・原状回復その他取り決め事項の履行に必要な範囲における、利用・管理及び情報・サービスの提供
- (2) コンサルティング、調査等に関する契約その他取り決め事項の履行に必要な範囲における、利用・管理及び情報・サービスの提供
- (3) サービス利用状況分析による適切なサービスの広告・宣伝、その他当社 (<https://www.jjc-1dc.com/>) より発送されるダイレクトメール、電子メールアドレス又は Web サイト等を利用した情報サービスの提供
- (4) 提供するサービス・付帯商品等について、架電・電子メール・SNS・郵送その他の方法による説明・一次対応・申込方法などのご案内
- (5) 他社との提携により提供するサービス・付帯商品等について、架電・電子メール・SNS・郵送その他の方法による説明・一次対応申込方法などのご案内
- (6) 顧客数集計やサービス利用状況の分析による、各種リスクの把握・管理、提供する商品やサービスの質を高めるための動向調査、市場調査、商品開発等のデータ及び広告反響等の各種調査
- (7) 前各号に定める利用目的の達成に必要な範囲における個人情報の第三者提供

3. お客様の個人情報の第三者への提供

当社は、以下のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を当社グループ会社以外の第三者へ開示又は提供しません。

- (1) お客様からのお問い合わせ・相談等を、お客様の同意を得て提供する場合
- (2) 他社との提携により提供するサービス・キャンペーンにおいて、お客様の同意を得て当該他社に提供する場合
- (3) 法令により開示・提供が許容されている場合
- (4) 裁判所、検察庁、警察又はこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合
- (5) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、お客様の同意を得ることが困難である場合
- (6) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の承諾を得ることが困難である場合
- (7) 国又は地方公共団体等が公的な事務を実施するうえで、協力する必要がある場合であって、お客様の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
- (8) その他、お客様ご本人の同意がある場合

4. 個人データの共同利用

当社は、下記に記載したとおり個人データを共同利用します。

- (1) 共同して利用する個人データの項目：お客様の名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス等
- (2) 共同して利用する者の範囲：当社グループ会社、当社が代理店業務を行っている保険会社、各種サービス提供のために当社が委託又は提携している次の会社（あんしん保証株式会社、株式会社エポスカード、株式会社レキオス）
- (3) 共同して利用する者の利用目的：上記2.に記載の目的
- (4) 共同利用に関する個人データの管理責任を有する者：住宅情報センター株式会社

5. お客様の個人情報の保護対策

- (1) 個人情報の取扱いに関する個人情報管理責任者を設置し、法や規程に違反している事実を把握した場合の責任者への報告体制を整備します。
- (2) 個人情報の取扱いに関する留意事項について、規程に記載するとともに、定期的な研修会を実施することで従業員へ周知徹底します。また、取引先等に対しても適切に個人情報を取り扱うように要請します。
- (3) 個人情報の漏洩、紛失、改ざん等を防止するため、個人情報を取り扱う区域において従業員の入室管理を行うなどの必要な対策を講じて、適切な管理を行います。
- (4) 当社が保有する個人データを取り扱う情報システムについては、外部接続やデータベースのアクセス権限を制限するほか、不正ソフトウェアから保護するシステムを導入します。

6. お客様の個人情報処理の外部委託

当社が保有する個人情報の処理について外部委託をするときは、適正な取り扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います

7. お客様からの開示請求、苦情・訂正・利用停止、第三者提供記録の開示等の申し立て（開示請求等）

- (1) 個人情報の取扱責任者： [Redacted]
- (2) 苦情・相談窓口： 管理部 (E-mail: [Redacted])
電話：0980-73-4500 FAX：0980-74-2311

*お客様からの開示請求等は上記へお願いします。なお、開示方法にご希望がない場合又はご希望された方法による開示が困難である場合は、書面にて回答いたします。

8. 個人情報の削除・消去

お客様との取引終了後（成約に至らなかった場合は入手後）において保管義務等の一定期間経過後、お客様の事前・事後の承諾を得ることなくお客様の個人情報を安全かつ完全に削除・消去いたします。

保険証を身分証としてご提示またはご送付される場合、弊社は記号・番号・保険者番号の告知は求めていますので、マスキングをお願いいたします。マスキングがない場合は任意のご提供として、弊社においてマスキングを施す等の措置を取らせていただきます。

個人情報の取得と取扱いについて承諾し、本書面の交付を受けました。

西暦 2023年 5月 24日

ご氏名

下地 康教

特約事項

甲＝貸貸人 乙＝賃借人

第1条 (賃料等の支払)

乙の賃料等について(株)ライフの行う家賃カード決済契約を利用する場合は、(株)ライフを通じて甲に支払うものとし、その内容については別途乙と(株)ライフ間で締結する家賃カード決済契約に定める方法によるものとする。

第2条 (更新保証料の支払)

乙と賃貸あんしん保証(株)との保証委託契約の更新保証料が発生した場合は、賃貸借契約の更新に基づき、家賃カード制度により引落しを行うものとする。但し、引落しの手数料は不要とする。

第3条 (家賃カード停止後の賃料等の支払)

前期家賃カードが停止になった場合、以後乙は賃貸あんしん保証(株)との間の賃貸保証委託契約書第3条2項の保証料、滞納賃料((株)ライフへの滞納支払金)、通常賃料等を各約定に基づき下記口座に支払わなければならない。

記

三菱東京UFJ銀行	支店	口座名義	賃貸あんしん保証(株)
-----------	----	------	-------------

第4条 (賃貸借契約の解除事由)

甲は、下記事由のいずれかが発生することによっても本件賃貸借契約を解除することができる。

- 1 乙が(株)ライフに対する支払債務を滞納し、家賃カードが停止になった場合。
- 2 乙が賃貸あんしん保証(株)に対する支払債務を3ヶ月分以上滞納した場合。

第5条 (賃貸借契約の当然終了)

乙が家賃カードを停止になった後、無断不在を1ヶ月以上継続した場合は、本件賃貸借契約は当然に終了する。

第6条 (賃貸借契約終了時の精算手続)

敷金、保証金等賃貸借契約終了時に甲より乙に返還すべき金員がある場合において、乙の賃貸あんしん保証(株)に対する未払債務が存するときは、甲またはその物件を管理する管理会社が当該金員を上記未払債務の弁済に充てることを乙は予め同意する。

第7条 (残置物の処分)

賃貸借契約が解約・解除・当然終了等その他理由の如何を問わず終了したときは、その物件に残置された残置物、放置車両等の所有権を放棄したものとし、甲またはその物件を管理する管理会社または賃貸あんしん保証(株)においていかなる処分をしても乙は何ら異議申し立てをしない。

第8条 (合意管轄裁判所)

甲と乙は、本特約事項について紛争が生じた場合、賃貸あんしん保証株式会社の本店、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意する。

第9条

本特約条項に矛盾する本契約書の各条項は、本特約条項により変更されたものとする。

以上の特約事項を通読し理解した上、署名、押印いたします。

賃借人

下地 康教

通知書

再契約事務手数料の引落日は

西暦 2023 年 6 月 27 日 になります。

事務手数料

¥11000 × 1.89 (ライフカード保証料) = ¥11208

※該当月は請求金額が異なりますので、お間違えのないようお願い致します。

上記内容について、確認致しました。

ご署名 下地 康敬

事務所費



駐車場賃貸借契約書

貸主



・借主

下地 康教

様

営業種目

賃貸 賃貸マンション・アパート・事務所・店舗
売買 土地・中古住宅・建築条件付分譲・建売住宅



(有) トータル企画

代表取締役 平良 盛雄

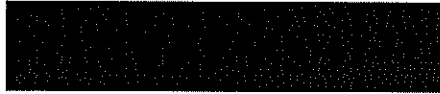
〒906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根909-6

電話 0980-73-2186

駐車場賃貸借契約書

賃貸人

住所氏名



賃借人

住所氏名

宮古島市平良字東仲宗根701-8
下地康教

上記の通り駐車場の賃貸借契約を締結致します。

第一条

(目的及び駐車場の表示) 賃借人は次の場所の駐車場を賃貸し、賃借人は次の自動車の駐車に使用するためこれを賃借します。

(1) 駐車場の名称

所在地 宮古島市平良字西里747-9

専用面積 1台につき約13㎡とする。

(2) 自動車台数 3台

登録番号

第二条

(料金) 賃借料は、ヶ月金3,000円とし、6ヶ月分を一括払いとする。

第三条

(期間) 賃貸借期間は 令和4年6月1日から

令和5年5月31日までの1年間とする。

ただし、当事者間で予め更新の合意が成立したときには契約を更新します。

第四条

(利用方法) 賃借人は駐車に関し賃貸人の定める管理規則に従うものとし、他人に迷惑をかけないように駐車場を利用しなければなりません。

第五条

(賠償義務) 賃借人またはその関係者が駐車場の建造物または施設及び他人の自動車に損害を与えたときには、賃借人は速やかに損害賠償をするものとします。

第六条

(解除約款) 賃借人が次ぎの場合の各に該当したときには賃貸人は催告をしないで直ちに本契約を解除する事ができます。

1. 賃借料の支払いを怠ったとき。
2. 賃借人が駐車場を転貸したとき。
3. 賃借人が賃貸人の定める管理規則に違背したとき。
4. その他この契約の条項の各に違反したとき。

第七条

(損害負担) 賃貸人は賃借人の駐車場利用に関し賃借人の受けた損害について責任を負わないものとします。

第八条

(解約) 各当事者は各々月以前に予告すれば本契約を解約できるものとします。ただし、賃借人は右予告に代え賃借料一台につき各々月分相当額の金額を支払って即時に解約できるものとします。

第九条

(返還義務) 賃借人は本契約終了後直ちに自動車を移動して駐車場を明渡さなければならず、賃借人が本契約終了後明渡をなさないときは、賃貸人は本契約終了後の翌日より明渡完了まで賃借料相当額の損害金を支払わなければなりません。なお、賃借人が本契約終了後自動車を残置するときは、賃貸人は賃借人の費用でこれを適宜処分することができるものとします。

第十条

(保証金) 本契約締結の際、賃貸人は保証金として金 円也を賃借人から申し受けるものとします。

この保証金は、本契約終了後明渡を完了した場合に返還することとし、延滞賃借料その他賃借人の債務があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとし、利息はつけないものとします。

第十一条

(合意管轄) この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十二条

(特約事項) ・本契約に関しての保証金は無しとします。



駐車場賃貸借契約書

貸主



借主 下地 康教 様

営業種目

賃貸 賃貸マンション・アパート・事務所・店舗
売買 土地・中古住宅・建築条件付分譲・建売住宅



(有) トータル企画

代表取締役 平良 盛雄

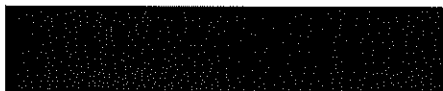
〒906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根909-6

電話 0980-73-2186

駐車場賃貸借契約書

賃貸人

住所
氏名



賃借人

住所
氏名

宮古島市平良字東仲宗根701-8
下地 康教

上記の通り駐車場の賃貸借契約を締結致します。

第一条

(目的及び駐車場の表示) 賃借人は次の場所の駐車場を賃貸し、賃借人は次の自動車の駐車に使用するためこれを賃借します。

(1) 駐車場の名称

所在地 宮古島市平良字西里747-9

専用面積 1台につき約13㎡とする。

(2) 自動車台数 3台

登録番号

第二条

(料金) 賃借料は、ヶ月金3,000円とし、6ヶ月分を一括払いとする。

第三条

(期間) 賃貸借期間は 令和5年6月1日から
令和6年5月31日までの1年間とする。

ただし、当事者間で予め更新の合意が成立したときには契約を更新します。

第四条

(利用方法) 賃借人は駐車に関し賃貸人の定める管理規則に従うものとし、他人に迷惑をかけないように駐車場を利用しなければなりません。

第五条

(賠償義務) 賃借人またはその関係者が駐車場の建造物または施設及び他人の自動車に損害を与えたときには、賃借人は速やかに損害賠償をするものとします。

第六条

(解除約款) 賃借人が次ぎの場合の各に該当したときには賃貸人は催告をしないで直ちに本契約を解除する事ができます。

1. 賃借料の支払いを怠ったとき。
2. 賃借人が駐車場を転貸したとき。
3. 賃借人が賃貸人の定める管理規則に違背したとき。
4. その他この契約の条項の各に違反したとき。

第七条

(損害負担) 賃貸人は賃借人の駐車場利用に関し賃借人の受けた損害について責任を負わないものとします。

第八条

(解約) 各当事者は各々月以前に予告すれば本契約を解約できるものとします。ただし、賃借人は右予告に代え賃借料一台につき各々月分相当額の金額を支払って即時に解約できるものとします。

第九条

(返還義務) 賃借人は本契約終了後直ちに自動車を移動して駐車場を明渡さなければならず、賃借人が本契約終了後明渡をなさないときは、賃借人は本契約終了後の翌日より明渡完了まで賃借料相当額の損害金を支払わなければなりません。なお、賃借人が本契約終了後自動車を残置するときは、賃貸人は賃借人の費用でこれを適宜処分することができるものとします。

第十条

(保証金) 本契約締結の際、賃貸人は保証金として金 円也を賃借人から申し受けるものとします。

この保証金は、本契約終了後明渡を完了した場合に返還することとし、延滞賃借料その他賃借人の債務があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとし、利息はつけないものとします。

第十一条

(合意管轄) この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十二条

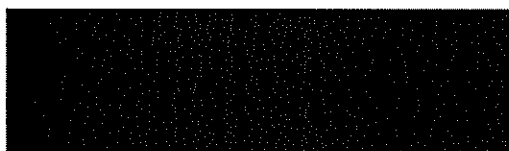
(特約事項) ・本契約に関しての保証金は無しとします。

事務所費

上記の通り契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、各自署名押印のうえ、各壺通を所持します。

令和 5 年 5 月 31 日

貸 貸 人
住 所
氏 名



賃 借 人
住 所
氏 名

宮古島市平良字東仲宗根 701-8

下地 康 教

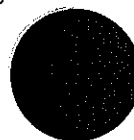


代 理 人
住 所
氏 名

宮古島市平良字東仲宗根 909-6

有限会社 トータル企画

代表取締役 平 良 盛 雄



添付資料

● 政務事務所 来客用駐車場 (1 2 番) 外観



CC

CC